

令和元年度

飛驒市健全化判断比率審査意見書

飛驒市資金不足比率審査意見書

飛驒市監査委員

I 令和元年度 健全化判断比率審査意見書

| | |
|----------|---|
| 第1 審査の対象 | 1 |
| 第2 審査の期日 | 1 |
| 第3 審査の方法 | 1 |
| 第4 審査の結果 | 1 |

II 令和元年度 資金不足比率審査意見書

| | |
|----------|---|
| 第1 審査の対象 | 2 |
| 第2 審査の期日 | 2 |
| 第3 審査の方法 | 2 |
| 第4 審査の結果 | 2 |

飛 監 第 4 2 号

令 和 2 年 8 月 2 5 日

飛驒市長 都 竹 淳 也 様

飛驒市監査委員 島 田 哲 吉

飛驒市監査委員 徳 島 純 次

令和元年度健全化判断比率、資金不足比率の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により審査に付された健全化判断比率並びに同法第22条第1項の規定により審査に付された資金不足比率について審査した結果、次のとおり意見を提出します。

I 令和元年度 健全化判断比率審査意見書

1 審査の対象

令和元年度飛騨市一般会計、特別会計及び公営企業会計の決算に基づく実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下、「健全化判断比率」という。）とその算定の基礎となる事項を記載した書類を対象に審査を実施した。

2 審査の期日

令和2年7月22日

3 審査の方法

審査にあたっては、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について

- ・ 健全化判断比率は、正確に算定されているか
- ・ その算定の基礎となる事項を記載した書類は、適正に作成されているか

に主眼をおき、関係書類等との照合を行ったほか、関係者の説明を聴取し、審査を実施した。

4 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

(単位：%)

| 区 分 | 令和元年 | 平成30年 | 平成29年 | 平成28年 | 平成27年 | 平成26年 | 早期健全化基準 |
|----------|------|-------|-------|-------|-------|-------|---------|
| 実質赤字比率 | — | — | — | — | — | — | 13.21 |
| 連結実質赤字比率 | — | — | — | — | — | — | 18.21 |
| 実質公債費比率 | 13.9 | 13.8 | 13.6 | 13.0 | 12.7 | 12.7 | 25.0 |
| 将来負担比率 | — | — | — | — | — | 2.1 | 350.0 |

備考 ① 算定数値がないものは「—」と記載した。

② 実質赤字比率、連結実質赤字比率の早期健全化基準は、標準財政規模により算定されるため、毎年変動する。

(2) 個別意見

① 実質公債費比率は、年々改善されてきていたが、当年度は13.9%となった。また早期健全化基準の25%と比較するとこれを下回っている。

② 将来負担比率も年々改善され、当年度も数値なしとなっている。また、早期健全化基準の350%と比較するとこれを大きく下回っている。

Ⅱ 令和元年度 資金不足比率審査意見書

1 審査の対象

令和2年度飛驒市特別会計及び公営企業会計の決算に基づく資金不足比率とその算定の基礎となる事項を記載した書類を対象に審査を実施した。

2 審査の期日

令和元年7月22日

3 審査の方法

審査にあたっては、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について

- ・ 資金不足比率は、正確に算定されているか
- ・ その算定の基礎となる事項を記載した書類は、適正に作成されているか

に主眼をおき、関係書類等との照合を行ったほか、関係者の説明を聴取し、審査を実施した。

4 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

(単位：%)

| 区 分 | 令和元年 | 平成30年 | 平成29年 | 平成28年 | 平成27年 | 平成26年 | 経営健全化 基準 |
|-------------------|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------------|
| 水道事業会計 | — | — | — | — | — | — | 20.0 |
| 国民健康保険病院事業会計 | — | — | — | — | — | — | 20.0 |
| 公共下水道事業特別会計 | — | — | — | — | — | — | 20.0 |
| 特定環境保全公共下水道事業特別会計 | — | — | — | — | — | — | 20.0 |
| 農村下水道事業特別会計 | — | — | — | — | — | — | 20.0 |
| 個別排水処理施設事業特別会計 | — | — | — | — | — | — | 20.0 |
| 下水道汚泥処理事業特別会計 | — | — | — | — | — | — | 20.0 |

備考：算定数値がないものは「—」と記載した。

(2) 個別意見

すべての会計で資金剰余額が確認され、資金不足比率は認められなかった。